

平成 30 年 12 月 25 日

富士通株式会社に対する措置について

株式会社日本政策金融公庫（以下日本公庫という。）は、富士通株式会社に対し、下記の措置を講じた。

記

- 1 措置内容 日本公庫が実施する調達に関する契約資格の喪失
- 2 措置の期間 3 箇月
(平成 30 年 12 月 25 日から平成 31 年 3 月 24 日まで)
- 3 措置の対象 次に掲げる事項の禁止（やむを得ない事由がある場合を除く。）
 - 1 契約の相手方又はそれらの代理人となること
 - 2 日本公庫の調達手続きの一切に参加すること
 - 3 日本公庫が行う契約に係る全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託し、又は当該契約の完成保証人となること
- 4 措置を行う理由 日本公庫において富士通株式会社に対する非公開情報の漏えいの事実が確認された。
このことが日本公庫が定める契約資格喪失措置要件に該当したため。

以上